



内容や手段が社会的相当性（社会常識や社会通念）を逸脱する行為があります。
このような行為は、対応する職員の心身に過度な負担を与え、事業の円滑かつ適正な執行を妨げ、市民サービスの低下を招くおそれがあります。

STOP!!

社会的な妥当性を逸脱した要求

「不当要求行為等」に該当する行為

（四條畷市不当要求行為等防止に関する要綱より）

- ① 暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為
- ② 正当な理由もなく、職員に面会を強要する行為
- ③ 乱暴な言動により職員に身の安全の不安を抱かせる行為
- ④ 正当な権利行使を装い、又は社会的相当性を逸脱した手段により機関紙（誌）、図書等の購入、物品の納入を強要する行為又は工事計画の変更、工事の中止、下請け参入要求及び法外な補償等を不当に要求する行為
- ⑤ これらに掲げるもののほか、庁舎等の保全及び庁舎等における秩序の維持並びに事務事業の執行に支障を生じさせる行為
- ⑥ その他これらに準ずる行為

「過剰な要求」に該当する行為

（四條畷市社会的な妥当性を逸脱した要求への対応マニュアルより）

＜行為の例＞

- ① 同様の申出・要求を繰り返し、その対応に職員を長時間拘束する行為
- ② 市が応じられない要求や自分勝手な解釈等を押し付ける行為
- ③ 過度な被害者意識、謝罪要求
- ④ 職員の対応や思考を混乱させることを目的としている行為
- ⑤ 職員の人格・尊厳をおとしめることを目的としている行為
- ⑥ 職員の対応を撮影した動画、職員の氏名等をSNSやインターネット上で公表し、誹謗中傷を行う行為

対応の打切りなどをさせていただくことがあります

職員は、これからも市民の皆さまから寄せられるご意見やご要望に誠実に対応するよう努めてまいります。

職員が安心して職務を遂行できる環境を整えるため、ご理解とご協力をお願いします。